

平成29年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	不妊に悩む方への特定治療支援事業			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始年度	平成16年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	母子保健課		神ノ田 昌博			
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健医療対策総合支援事業の実施について (雇用均等児童家庭局長通知 H17.8.23 雇児発0823001号) ・母子保健衛生費の国庫補助について (厚生労働省事務次官通知 H26.5.30 厚生労働省雇児第0530第3号) ・少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定) 					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不妊治療のうち、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ○助成限度額: 1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等については7.5万円)。 初回の治療に限り更に15万円を助成(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等は除く)。 男性不妊への治療を伴う場合に15万円を助成。 ○実施主体: 都道府県、指定都市、中核市 ○補助率: 1/2 									
実施方法	補助									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
		当初予算	-	13,026	15,767	16,026				
		補正予算	-	706	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計	0	13,732	15,767	16,026	0				
	執行額	-	12,282	14,345						
	執行率 (%)	-	89%	91%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	#DIV/0!	89%	91%							
歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求		主な増減理由						
母子保健衛生費補助金	16,026									
計	16,026	0								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		/	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	-									

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることは重要であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策として国民のニーズは高く、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱を踏まえ、不妊治療に係る経済的負担の軽減を行う事業であり、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会を構築するため、国が実施すべき事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱を踏まえ、不妊治療に係る経済的負担の軽減を行う事業であり、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会を構築するため、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無			
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単純にコスト水準の妥当性について。判断は難しいところであるが、母子保健医療対策総合支援事業の中で、妊娠・出産、女性の健康等多岐にわたる施策を自治体に於いて適切に選択し、実施されていることから、コスト水準の妥当性は類推できる。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業実施にあたり必要なもののみに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業実施にあたり必要なもののみに限定されている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	助成対象者に過不足なく助成を行っている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	助成対象者に過不足なく助成を行っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	母子保健医療対策総合支援事業(統合補助金)の対象事業として、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」のほか、左記事業を実施。		
	所管府省名	事業番号	事業名		
	厚生労働省	0662	子どもの心の診療ネットワーク事業		
	厚生労働省	0663	妊娠・出産包括支援事業		
	厚生労働省	0664	生涯を通じた女性の健康支援事業		
	厚生労働省	新29 - 0043	妊娠婦健康診査事業		
	厚生労働省	新29 - 0044	新生児聴覚検査の体制整備事業		
点検・改善結果	点検結果	妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築のため、不妊治療に係る経済的負担の軽減が求められており、平成26年度152,320件、平成27年度は160,368件とニーズは上昇傾向にあるため、今後とも継続して事業を推進する必要がある。			
	改善の方向性	実績のとおりニーズは上昇傾向にあり、今後においても、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るために、引き続き適正な事業の実施に努めてまいりたい。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 隨 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	東京都	8000020130001	特定不妊治療に要する費用に対する助成	1,772	補 助 金 等 交 付	-	-	-
2	埼玉県	1000020110001	特定不妊治療に要する費用に対する助成	759	補 助 金 等 交 付	-	-	-
3	愛知県	1000020230006	特定不妊治療に要する費用に対する助成	529	補 助 金 等 交 付	-	-	-
4	横浜市	0300002014003	特定不妊治療に要する費用に対する助成	427	補 助 金 等 交 付	-	-	-
5	千葉県	4000020120006	特定不妊治療に要する費用に対する助成	415	補 助 金 等 交 付	-	-	-
6	大阪府	4000020270008	特定不妊治療に要する費用に対する助成	386	補 助 金 等 交 付	-	-	-
7	大阪市	6000020271004	特定不妊治療に要する費用に対する助成	331	補 助 金 等 交 付	-	-	-
8	名古屋市	3000020231002	特定不妊治療に要する費用に対する助成	301	補 助 金 等 交 付	-	-	-
9	神奈川県	1000020140007	特定不妊治療に要する費用に対する助成	283	補 助 金 等 交 付	-	-	-
10	茨城県	2000020080004	特定不妊治療に要する費用に対する助成	268	補 助 金 等 交 付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト